



# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895  
栃木年金事務所 ☎0282(22)4131

## 国民年金保険料免除制度についてのお知らせ

経済的な理由等で、国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。所得額により全額免除、納付猶予及び一部納付に分かれますので、窓口でご相談ください。

### 全額免除制度

申請者ご本人と配偶者及び世帯主の方の所得が基準の範囲内である場合、保険料の全額（平成30年度・月額16,340円）が免除されます。全額免除された期間は、保険料を全額納付したときを1とすると、年金受給額が2分の1として計算されます。

### 納付猶予制度

50歳未満の方（学生を除く）で、本人・配偶者の前年所得が基準の範囲内（全額免除の所得基準と同じ）である場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予された期間は、老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な期間には算入されませんが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

### 全額免除、納付猶予となる所得の「めやす」

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること  
 （扶養親族の数+1）×35万円+22万円  
 ※平成29年7月から平成30年6月分の申請については前々年（平成28年）の所得で審査を行います。

### 一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除されます。

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は以下のとおりです。

- ・4分の1納付（4,090円）
  - ↓年金額8分の5
  - ・半額納付（8,170円）
  - ↓年金額8分の6
  - ・4分の3納付（12,260円）
  - ↓年金額8分の7
- ※前記納付額は平成30年度納付額です。

一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となります。その場合、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる可能性がありますのでご注意ください。



### 一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ・4分の1納付
- ↓78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・半額納付
- ↓118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・4分の3納付
- ↓158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※平成29年7月から平成30年6月分の申請については、前々年（平成28年）の所得で審査を行います。

### ご注意ください

2年1か月前の月分までさかのぼって免除等の申請をすることができませんが、申請が遅れると、万一の際に障がい年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請をお願いします。

申請期間に対応する前年所得について審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

また、世帯主や配偶者がいる方は、世帯主と配偶者の所得も審査の対象となりますので、ご本人の所得が少ない場合でも、免除等が承認されない場合があります。

※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。

### 申請期間

7月から平成31年6月までの期間の免除等申請  
7月2日（月）

その他、保険料の納付期間から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）については、さかのぼって免除等を申請することができません。

### 必要なもの

- ・印鑑
  - ・年金手帳
  - ・雇用保険離職票または、雇用保険受給資格者証（失業した場合）
  - ※公務員は退職の辞令
- 申請先  
市民課